

広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として、広島二次保健医療圏に広島圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 調整会議の委員は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会の構成員を基本にして構成する。

- 2 調整会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。

（会議）

第3条 調整会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。
- 4 会長は、委員の代理を認めることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条 調整会議の事務局は広島県西部保健所広島支所に置く。ただし、事務局運営業務を広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会に委託することができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 <u>医療法第30条の14第1項に規定する協議の場として、広島二次保健医療圏に広島圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第2条 <u>調整会議の委員は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会の構成員を基本にして構成する。</u></p> <p>2 <u>調整会議に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>3 <u>会長は、委員の互選により選任する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長の指名により定める。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第3条 <u>調整会議は、会長が招集し、主宰する。</u></p> <p>2 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。</u></p> <p>4 <u>会長は、委員の代理を認めることができる。</u></p> <p>5 <u>会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。</u></p> <p>6 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第4条 <u>調整会議の事務局は広島県西部保健所広島支所に置く。ただし、事務局運営業務を広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会に委託することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第5条 <u>この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。</u></p>	<p>広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 <u>将来の医療と介護の総合的な提供体制の確保を推進するため、当面、二次医療圏ごとに協議を行うこととし、広島二次医療圏における地域の関係者との協議の場として広島圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第2条 <u>調整会議は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会の構成員を基本にして構成する。</u></p> <p>2 <u>調整会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 <u>調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>地域医療構想の策定及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関すること。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 <u>調整会議は、会長が招集し、主宰する。</u></p> <p>2 <u>調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会長は委員の代理を認めることができる。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聞くことができる。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 <u>調整会議の庶務を司る事務局は広島県西部保健所広島支所に置く。ただし、事務局運営業務を広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会に委託することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第6条 <u>この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。</u></p>